

修正見え消し版

大阪市発達障がい者支援指針

~~(素案)~~ (案)

大 阪 市

目 次

第 1 章 発達障がい者支援指針

- 1 発達障がいとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
- 4 取組の柱と指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁

第 2 章 具体的な取組

- 1 早期発見から早期発達支援へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁
- 2 学齢期の支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 頁
- 3 成人期の支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 頁
- 4 家族に対する支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 頁
- 5 地域の相談支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 頁
- 6 支援の引継のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 頁
- 7 市民への啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 頁

第1章 発達障がい者支援指針

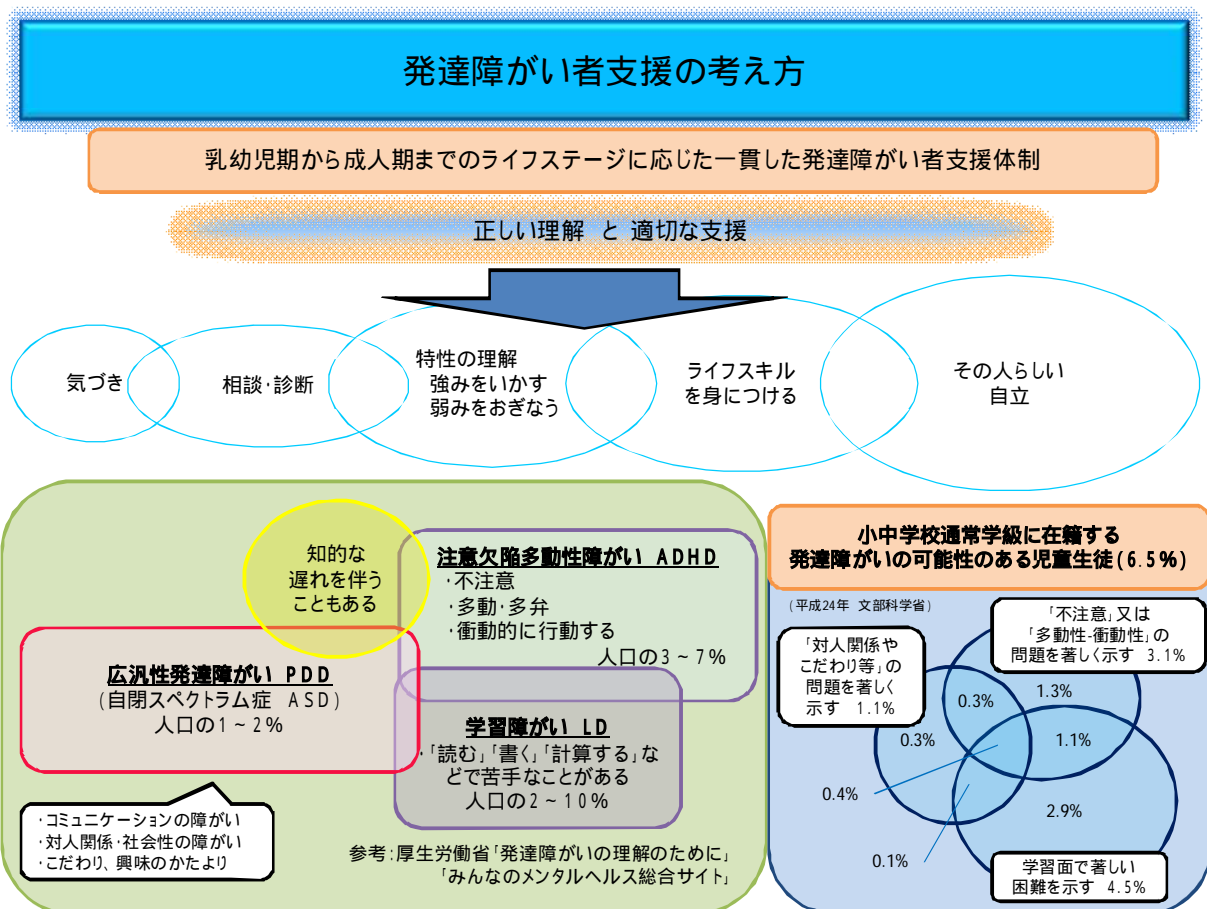
1 発達障がいとは

「発達障害者支援法」において、発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されました。

発達障がいは、脳機能の障がいと考えられており、この障がいの特性を持つ方は決して稀な存在ではなく、身近にいることが分かっています。

発達障がいの現れ方は、一人ひとり異なり、また周りの人から見るとそれが障がいであることが分かりにくいことから、正しく理解されにくいという課題があります。

できるだけ早い時期から、周囲がその人の特性について正しく理解し、適切な支援を開始するとともに、ライフステージに応じた一貫した継続的な支援が必要です。



2 経過

(1) 法制度

従来、「障がい」の定義は、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3分類に基づいてきたため、そのいずれにも分類されない「発達障がい」のある人への支援は、制度の谷間におかれてきました。しかし、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」により、「発達障がい」について定義されるとともに、支援の必要性が明らかにされ、発達障がいのある人への支援が大きく前進するきっかけになりました。この法律では、生活全般にわたる支援により、発達障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、早期発見、早期支援についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援、就労や地域生活等に関する支援、家族に対する支援、発達障がい者支援センターの設置などが定められました。

教育の分野においても、従前の「特殊教育」では、障がいの種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場での指導を行うことにより、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれてきました。こういった中、平成17年の中央教育審議会の答申などを経て、平成19年4月、学校教育法に「特別支援教育」の推進が位置付けられました。これは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善・克服するための適切な指導・支援を行うものです。LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への支援は従前から大きな課題でしたが、「特殊教育」では支援の対象となっていなかったこれら発達障がいのある児童生徒も含め、特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒が支援の対象と位置付けられました。また、特別支援教育の推進に関し、国レベルでは、中央教育審議会初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月)、さらには、「障害者差別解消法」の成立(平成25年6月)や「障害者の権利に関する条約」の発効(平成26年2月)等、大きく動いており、本市が長きにわたり推進してきた「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを推進する教育の今後一層の取組の深化・充実が求められているところです。

福祉サービスの面でも、平成22年に公布された「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、現在の「障害者総合支援法」における各種障がい福祉サービスについても発達障がいのある人が利用対象と明確に位置付けられるなど、支援の充実が図られました。さらには、「障害者基本法」における「障がい者」の定義においても、「発達障がい」は本則ではなく附帯事項として位置付けられていましたが、平成23年7月の改正において、「障がい」の定義の中に「発達障がい」が明確に位置づけられるなど、近年、「発達障がい」や「発達障がいのある人への支援」について、法制度の整備に合わせて、社会的な関心と認識が高まりを見せています。

(2) 本市施策

本市では、平成 17 年 4 月の「発達障害者支援法」の施行を機に、平成 18 年 1 月に「大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）」を開設しました。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）では、発達障がいのある人やその家族に対し、発達障がいに関する各般の問題について、専門的な相談支援や就労に向けた支援を行うとともに、発達障がいに関する啓発・研修や関係機関・事業所への機関支援を実施しています。

しかしながら、発達障がいのある人への支援は、保健・医療・福祉、教育・保育、労働など多分野に及び、専門的な知識も必要であるため、発達障がいへの理解に基づいた支援ができる支援者等が未だ十分とはいえる状況にないため、発達障がいの理解促進と支援手法のより一層の普及が求められています。

これらの活動とともに、市内部の関係部局に加え、外部委員の参画もいただき「大阪市発達障がい者支援体制整備委員会」を設置し（平成 20 年度からは「大阪市発達障がい者企画・推進委員会」に改組）発達障がいのある人への支援、支援センターでの支援についての課題整理や検討を行ってきました。

一方、市政改革の取り組みの一環として施策の選択と集中に取り組む中、平成 25 年度から、真に支援が必要な人への施策の充実の一つとして、発達障がい者への支援の充実を図ることとなり、乳幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージを通じた一貫した支援体制の構築を目指し、

関係部局の横断的連携による施策の推進を図るため「発達障がい者支援室」を設置するとともに、発達障がいについての理解や適切な支援の普及のための地域サポート体制の強化

早期発見から早期支援につなげるための乳幼児発達相談体制の強化

発達障がいのある児童のための専門療育機関の設置

教育における支援体制の強化

等、について取組強化を行ってきました。

また、従前設置していた「大阪市発達障がい者企画・推進委員会」を「大阪市障がい者施策推進協議会」の部会である「大阪市発達障がい者支援部会」として位置付け、取組内容の評価・検証も含め、外部委員からのより積極的なご意見をいただくこととしています。本指針の策定にあたっては、同部会での検討をお願いしたところですが、今後、ご家族等を含めた当事者や学識の方などのご意見を十分踏まえ、一層の施策の推進に取り組んでいきます。

3 基本方針

発達障がいのある人が、本人の意思ができる限り尊重され、地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、発達障がいについての正しい理解と適切な支援の普及を図るとともに、保健・医療・福祉、教育・保育、労働などの各分野が連携し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築を目指します。

4 取組の柱と指針

(1) 早期発見から早期発達支援へ

発達障がいのある児童(発達障がいの疑いのある児童を含む。)をできるだけ早期に発見し、家族も含めて、特性に応じた適切な支援を早期に受けられるよう取り組みます。

(2) 学齢期の支援の充実

発達障がいのある児童生徒が、教育・医療・福祉など関係機関の連携のもとに、一貫性のある適切な支援を受け、学習をはじめとしたライフスキルの基礎を身につけることができるよう取り組みます。

(3) 成人期の支援の充実

発達障がいのある人が地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、就業・生活の支援に取り組みます。

(4) 家族に対する支援の充実

発達障がいのある人の支援にあたっては、保護者、きょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえて取り組みます。

(5) 地域の相談支援の充実

発達障がいのある人が地域で正しい理解と適切な支援が得られるよう、地域の関係機関・事業所への啓発・研修・機関支援に取り組みます。

(6) 支援の引継ぎのための取組

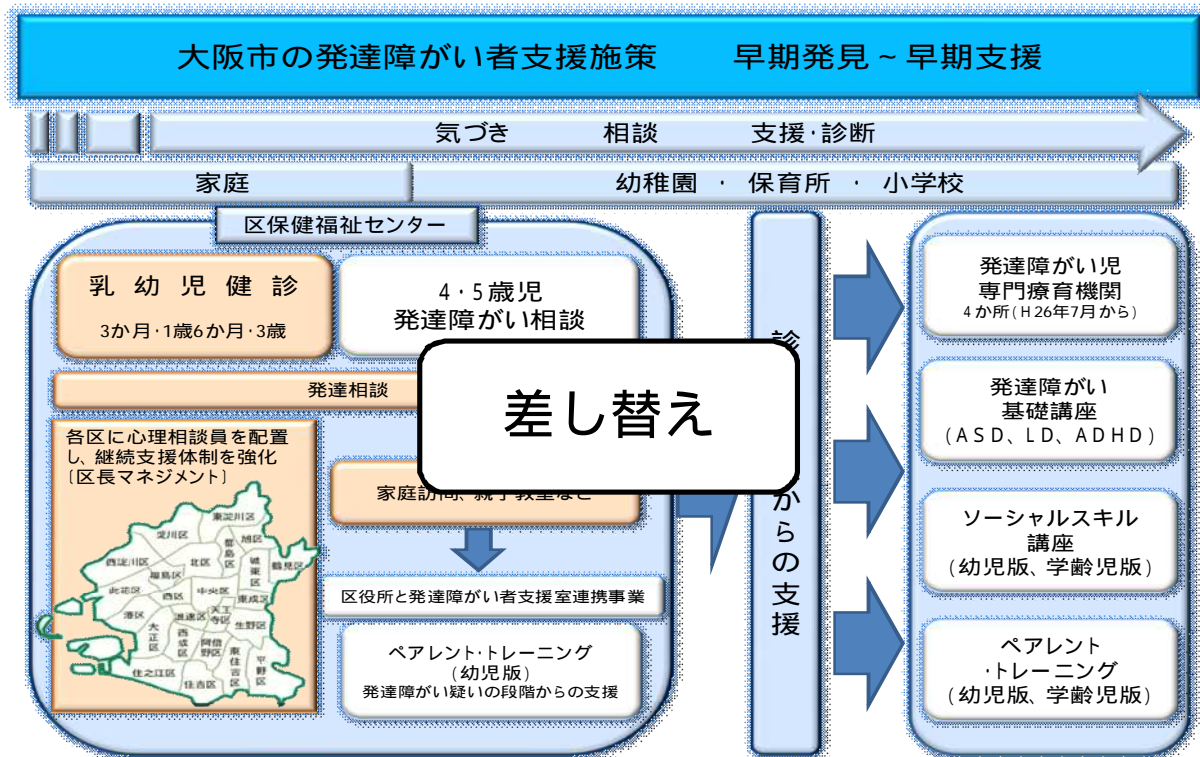
発達障がいのある人が、その人の特性に応じた適切な支援を一貫して受けられるよう、支援の引継ぎに取り組みます。

(7) 市民への啓発

発達障がいのある人が地域で正しい理解と適切な支援が得られるよう、市民への啓発に取り組みます。

第2章 具体的な取組について

1 早期発見から早期発達支援へ



乳幼児健康診査等の充実

各区保健福祉センターで実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談（フォローアップ健康診査）、4・5歳児発達障がい相談等の乳幼児健康診査事業等を通じて、発達障がいの可能性のある児童を早期に発見し、継続的な支援を行うとともに、診断や専門的支援につなぎます。

健診従事者への研修の実施

概要	保健師、心理相談員等の健診従事者が、発達障がいの特性や療育等の支援について理解し、発達障がいの気づきや支援が早期に効果的に実施されるよう研修を実施します。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ

乳幼児発達相談体制の強化

概要	各区保健福祉センターに心理相談員を配置し、乳幼児の発達相談体制を強化するとともに、継続的な支援を充実させます。
担当	各区保健福祉センター（担当は区によって異なります。）

4・5歳児発達障がい相談

概要	保育所、幼稚園、家庭等の日常生活で、発達障がいの疑いのある4・5歳児3歳児健康診査受診以降小学校就学までの幼児を対象に、医師・心理相談員・保健師による診察、心理相談、個別指導を実施します。
利用方法	各区保健福祉センター地域保健活動業務担当で予約を受け付けます。にご相談ください。
担当	各区保健福祉センター地域保健活動業務担当

発達支援の充実

発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、児童への療育や保護者への研修等を実施します。

発達障がい児専門療育

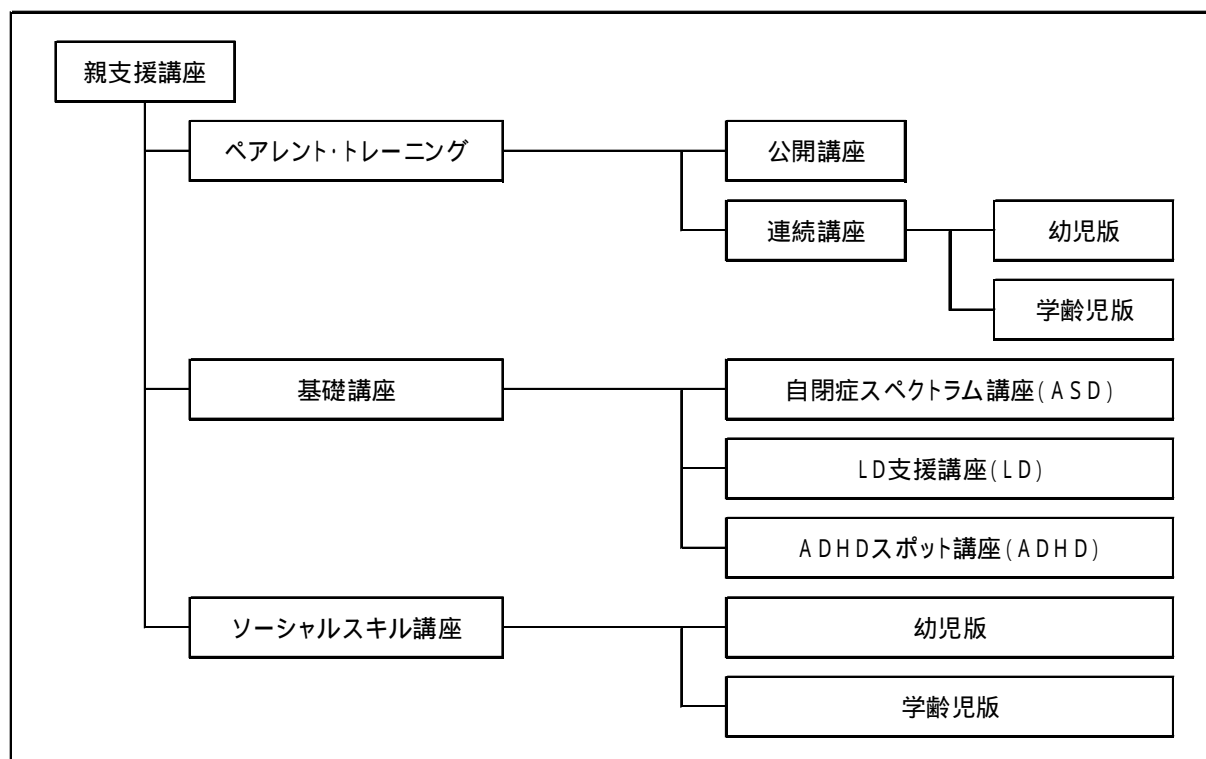
概要	<p>広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム障がい、自閉症及びアスペルガー症候群を含む。）の診断を受けた3歳～小学3年生までの児童を対象に、児童への個別的・専門的な療育と保護者への研修を行い、親子通園により保護者が療育に参加しながら、児童の特性を理解し、療育場面で身につけたことを日常生活の場へ広げ育見を行うことができるよう支援します。</p> <p>期間：1年間（療育20回、研修10回）</p> <p>料金：療育1回あたり1,000円～1,200円程度</p> <p>定員：160名（3か所）</p>
利用方法	<p>本市ホームページから利用希望登録申込書をダウンロード・記入し、発達障がい者支援室に提出します。順次登録し、療育機関から説明会等のご案内をします。</p> <p>〔本市ホームページ〕 〔市民の方へ〕 〔障がいのある方へ〕 〔障がいのある方へのお知らせ発達障がいのある方のための支援〕 <u>〔発達障がいのある方への支援〕</u> 〔発達障がいのあるお子さんのための専門療育機関の利用希望登録について〕</p>
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

発達障がい基礎講座（親支援講座）

概要	<p>発達障がいのある児童の保護者を対象に、障がいの特性や支援方法についての講座を実施します。</p> <p>自閉症スペクトラム講座（4回連続講座×年4クール）</p> <p>LD支援講座（2回連続講座×年1クール）</p> <p>ADHDスポット講座（年1回）</p>
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページから申込書をダ

	ウンロードのうえ記入し、同センターに送信します。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
ソーシャルスキル講座（親支援講座）	
概 要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、対人関係を円滑にすすめるための具体的な行動を身につけるため、年齢や特性に応じた家庭での取り組み方についての講座を実施します。 幼児版（3回連続講座×年2クール） 学齢児版（3回連続講座×年3クール）
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページから申込書をダウンロードのうえ記入し、同センターに送信します。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
ペアレント・トレーニング（親支援講座）	
概 要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、適切な子育ての方法を学び身につけるプログラムを実施します。 公開講座 連続講座（幼児版：6回連続、学齢児版：9回連続） フォローアップ講座 実践報告 一部の区保健福祉センターでも試行実施中
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページから申込書をダウンロードのうえ記入し、同センターに送信します。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
啓発DVDの配付	
概 要	広汎性発達障がいの特徴、療育機関・家庭等での支援例をまとめた「大阪市発達障がい児療育支援事業啓発DVD 広汎性発達障がいのこどもたちの理解と支援～就学前編～」を配付します。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページから申込書をダウンロードのうえ記入し、同センターに送信します。（1枚300円） なお、同センターのホームページにおいてダイジェスト版の動画を公開しています。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

地域サポート体制の強化



〔用語集〕

「ペアレント・メンター」

発達障がいのあるこどもの子育て経験のある保護者であって、その経験を活かし、こどもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者などに対して相談や助言を行う人のこと。

「ペアレント・トレーニング」

保護者が、自分のこどもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

「ソーシャルスキル・トレーニング(SST)」

状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。

「ライフスキル」

日常の様々な問題や課題に対し、建設的かつ効果的に対処する能力のこと。

教育・保育の充実（幼稚園・保育所・認定こども園等）

幼稚園・保育所・認定こども園等において、発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、教員幼稚園教諭・保育士等の研修、幼稚園・保育所・認定こども園等の支援、支援手法の普及等を実施します。

幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施

概要	<p>市立・私立幼稚園・保育所・認定こども園等の幼稚園教諭・保育士等が、発達障がい等の特性や支援について理解し、発達障がいの気づきや教育・保育場面における支援が早期に適切に実施されるよう研修を実施します。</p> <p>（市立学校園への研修については、2「学齢期の支援の充実」をご参照ください。）</p>
担当	<p>こども青少年局保育施策部保育企画課</p> <p>市教育委員会事務局教育センター教育振興担当</p>

保育士に対する研修の実施

概要	<p>公立・民間保育所の保育士が、発達障がい等の特性や支援について理解し、発達障がいの気づきや保育場面における支援が早期に適切に実施されるよう研修を実施します。</p>
担当	<p>こども青少年局保育施策部保育企画課</p>

市立幼稚園への支援

概要	<p>（2「学齢期の支援の充実」をご参照ください。）</p>
----	---

発達障がい児等特別支援教育相談事業

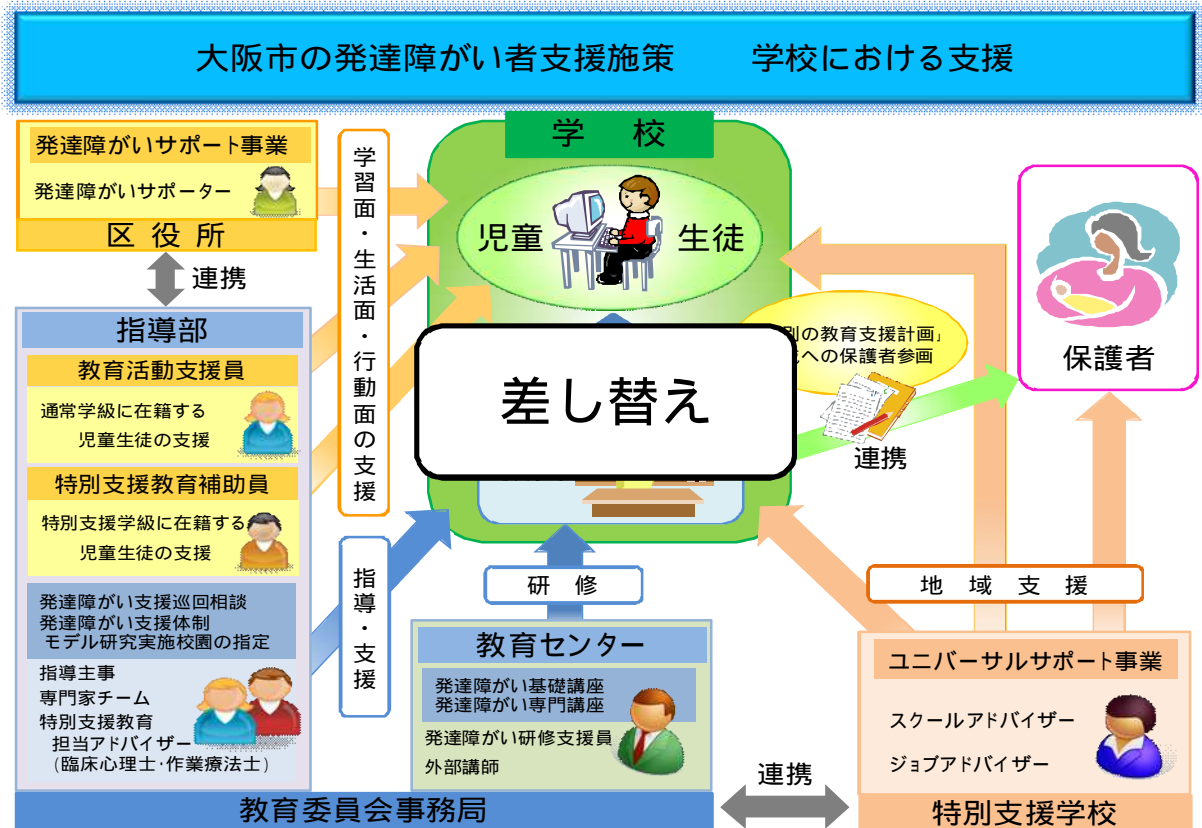
概要	<p>市内在住か、市内の幼稚園・保育所・認定こども園等に通う発達障がい等のある児童とその保護者、関係機関等（私立幼稚園等）を対象に、日常生活でのさまざまな相談（コミュニケーションや行動面で気になること、困っていること）に対し、専門知識を有する臨床心理士による電話相談を実施します。</p>
利用方法	<p>専用電話番号 6446-0765</p> <p>毎週金曜日、午前10時～午後3時</p> <p>（祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）</p>
担当	<p>こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ</p>

障がい児保育巡回指導講師派遣事業

概要	<p>発達障がいを含む障がいのある児童に保育の円滑な運営及び向上を図るために、巡回指導講師（小学校長OB）を保育所等（公立・民間）に派遣します。</p>
----	--

担 当	こども青少年局保育施策部保育所運営課
保育所における発達支援プログラムの作成	
概 要	<p>発達障がいのある児童の特性の理解と効果的な支援方法についてまとめた冊子「できた！わかった！たのしいよ！」を作成し、幼稚園・保育所に配付するとともに、研修を実施します。</p> <p>また、家庭での支援においても活用することができる内容です。</p>
利用方法	<p>本市ホームページから閲覧・ダウンロードすることができます。</p> <p>〔本市ホームページ〕 〔市民の方へ〕 〔子育て・教育・こども青少年活動〕 〔子育て支援施設〕 〔保育所〕</p>
担 当	こども青少年局保育施策部保育所運営課

2 学齢期の支援の充実



特別支援教育の充実

学校において、発達障がいのある児童生徒が早期にその特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた基礎的環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ることにより、地域で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進めます。また、医療・福祉など関係機関との連携に努め、学校園の支援、児童生徒への支援、教員の研修を実施します。

巡回相談体制の強化

概要	発達障がい等に関する具体的な指導・支援の方法、関係機関や保護者との連携等について、担当指導主事及び特別支援教育担当アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、 <u>理学療法士</u> ）が学校園を訪問し、指導・助言を実施します。
担当	教育委員会事務局指導部特別支援教育担当

ユニバーサルサポート事業（スクールアドバイザー）

概要	学校園に対する地域支援体制として、東住吉特別支援学校にユニバーサルサポートルームを設置し、地域支援担当の特別支援学校教員（ <u>40名</u> ）が、スクールアドバイザーとして発達障がい等に関する相談や研修等を実施します。
----	--

担 当	教育委員会事務局指導部特別支援教育担当
発達障がいサポート事業	
概 要	小中学校に在籍する発達障がいのある児童生徒の中で、行動面で特に支援の必要がある重度の児童生徒に対し、校外や課外における活動等について、適切な支援を実施します。
担 当	各区役所（担当は区によって異なります。）
発達障がい研修支援事業	
概 要	教育センターに発達障がい研修支援員を配置し、発達障がいに関する研修を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎講座 全市校園の希望する学校園を対象に、発達障がいに関する基礎・基本的な内容について「出前研修」を実施し、発達障がいの理解を深めるとともに適切に支援・指導できる人材の育成を図ります。 ・専門講座 発達障がいに関する行動面・学習面の指導支援をはじめ、就労・キャリア教育等のより専門的な知識・技能を学び、地域の特別支援教育を推進していく中心的役割を担う人材の育成を図ります。
担 当	教育委員会事務局教育センター教育振興担当
啓発資料の配付	
概 要	特別支援教育のためのヒント集「できた!わかった!」 ₁ 「できた!わかった!」 ₂ や、「特別支援教育指導事例集（第15集）-発達障がい支援体制モデル研究実施校園研究報告集-」を 全市校園学校園 へ配付し、各校園での効果的な指導・支援に活用できるようにしています。 DVD「通常学級で取り組むソーシャルスキルの指導」や、ユニバーサルデザイン化のための環境整備リーフレット「特別支援教育の視点を取り入れた校内・教室内の環境づくり」を 全市校園学校園 に配付し、各校園での校内研修会や日常の指導等に活用できるようにしています。
担 当	教育委員会事務局指導部特別支援教育担当 教育委員会事務局教育センター教育振興担当

発達支援の充実【 再 掲 】

発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、児童生徒への療育や保護者への研修等を実施します。

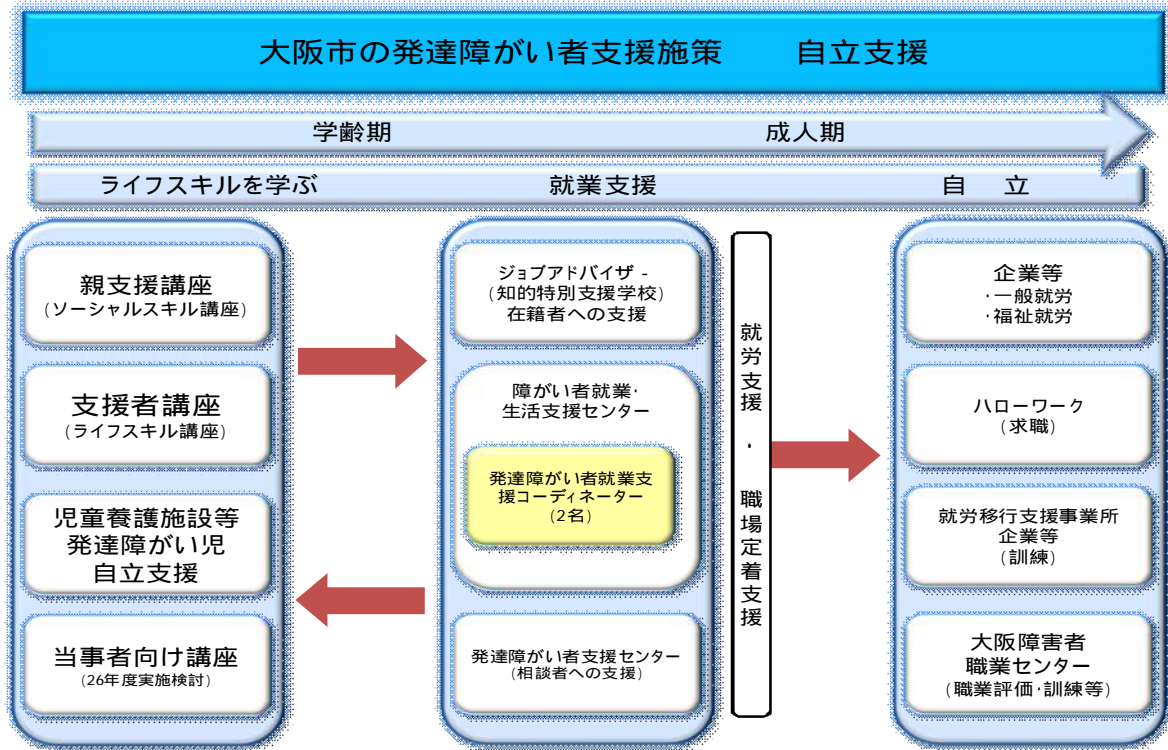
（事業については、「1 早期発見から早期発達支援へ」 をご参照ください。）

自立支援の充実

発達障がいのある児童生徒が成人期に自立した生活を送ることができるよう、自立をするために必要なスキルの獲得の支援や就労の支援を実施します。

児童養護施設等での発達障がい児自立支援事業	
概要	児童養護施設等に在籍する児童を対象に、発達障がい児自立支援専門員（臨床心理士等）が、児童が自立するために必要なソーシャルスキル等を獲得するための専門的支援を実施します。
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
ユニバーサルサポート事業（ジョブアドバイザー）	
概要	知的障がい特別支援学校56校にジョブアドバイザー各1名を配置し、発達障がい等のある生徒の就労を支援するため、現場実習先の開拓や巡回指導、相談、講話等を実施します。
担当	教育委員会事務局指導部特別支援教育担当

3 成人期の支援の充実



自立支援の充実

発達障がいのある成人が、自立した生活を送ることができるよう、自立するために必要なスキルの獲得の支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による発達支援

概要	発達障がいのある人を対象に、自己理解や感情のコントロールなど、生活スキルを高めるための発達支援を行います。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

就労支援の充実

発達障がいのある成人が自立した生活を送ることができるよう、就労に向けた相談、情報提供や助言、関係機関・事業所とのコーディネート等を通じて就労支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による就労支援

概要	就労を希望する発達障がいのある人を対象に、関係機関と連携しながら、就労に向けての情報提供や助言を実施します。職場に関する相談にも応じます。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）に電話・FAX・メールにて相談日の予約をします。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

発達障がい者就業支援コーディネーターの配置

概要	発達障がい者就業支援コーディネーター（2名）を障がい者就業・生活支援センターに配置し、必要な就業支援サービスを提供するとともに、必要な支援機関と結び付け、チームで就業等を支える体制を構築します。
利用方法	障がい者就業・生活支援センターに電話で相談日の予約をします。
担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課

4 家族に対する支援の充実

発達障がいのある人の家族が、発達障がいについて理解し適切な支援を行うことができるよう、研修等を実施するとともに、先輩保護者がその経験を生かし相談や助言を行う活動を実施します。

ペアレント・トレーニング等の親支援講座の実施

概要	（「1 早期発見から早期発達支援へ」 をご参照ください。）
ペアレント・メンター（ピア・カウンセリング）事業の実施	
概要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、先輩保護者がその経験を生かし相談や助言を実施するとともに、地域の保護者同士の仲間づくりを支援します。
担当	区保健福祉センター子育て支援室（福島区、港区、淀川区、阿倍野区）

5 地域の相談支援の充実

発達障がいのある人が、本人の意思ができる限り尊重され、地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）における相談支援体制を充実するとともに、地域の関係機関・事業所が発達障がいを正しく理解し適切な支援を行うことができるよう、啓発・研修・機関支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による相談支援等

概要	発達障がいのある人やそのご家族からの相談を受け、情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し支援を行います。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）に電話・FAX・メールにて相談日の予約をします。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

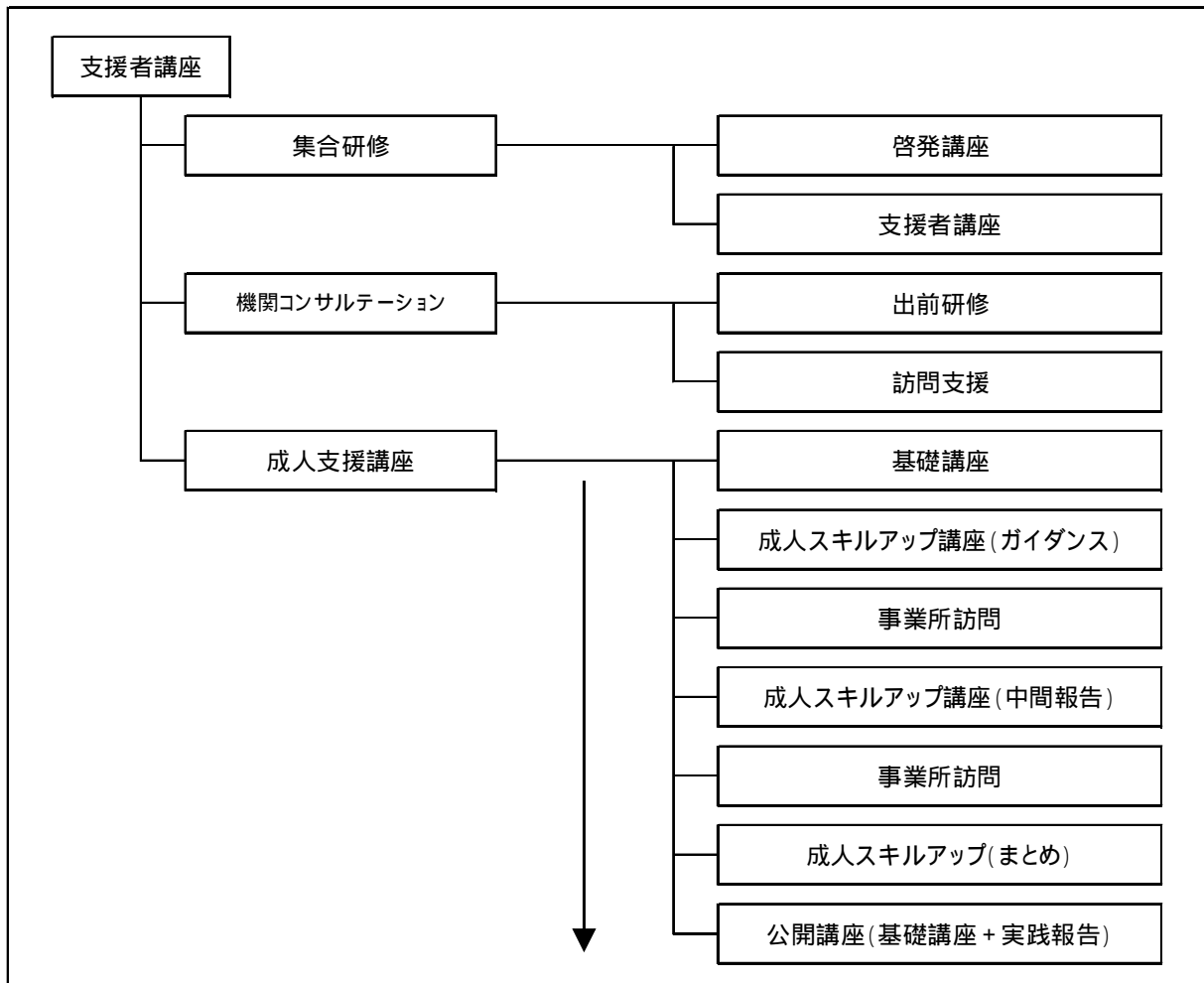
発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化

概要	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）に地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関事業所等への啓発・研修・支援、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施します。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページから申込書をダウンロードのうえ記入し、同センターに送信します。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

発達障がい者支援マップ

概要	発達障がいのある人やそのご家族が、年齢や相談内容に応じた相談機関を探せるようまとめたホームページを公開しています。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページに掲載 または、〔本市ホームページ〕〔市民の方へ〕〔障がいのある方へ〕 〔障がいのある方のための相談〕〔発達障がいのある方への支援〕
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

地域サポート体制の強化



6 支援の引継のための取組

発達障がいのある人が、支援者（機関）が代わっても、適切な支援を受け、安心して生活を送ることができるよう、その特性や支援についての情報を引き継ぐ取組を実施します。

発達ノート	
概要	発達障がいのある人が周囲から適切な理解や支援を受けられるよう、ご本人やご家族が特性や支援経過を記載し、相談機関に行くときや初めての接するときに提示するノートを配付します。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）でお渡しします。 医療機関の診断書・意見書がある場合はお持ちください。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
サポートブック	
概要	発達障がいのある幼児が周囲から適切な理解や支援を受けられるよう、保護者がこどもの特性や日常生活での配慮点を記載し、就学する小学校や特別支援学校、支援者（機関）等に提示します。
利用方法	こども相談センター教育相談グループにおいて、就学に向けての相談の中で、保護者の希望により相談員が作成について助言します。
担当	こども相談センター教育相談グループ

7 市民への啓発

発達障がいのある人が、地域で安心して生活することができるように、発達障がいに対する正しい理解と支援について、普及啓発活動を実施します。

「世界自閉症啓発デー」・「発達障害啓発週間」普及啓発活動	
概要	市民に発達障がいに対する正しい理解を深めていただくため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）を中心に、大阪府・関係団体・民間企業と連携し、広報、大阪城天守閣・通天閣のブルーライトアップなど普及啓発活動を実施します。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化	
概要	（「5 地域の相談支援の充実」の同項をご参照ください。）

発達障がい相談・支援機関

大阪市発達障がい者支援センター (エルムおおさか)	平野区喜連西 6 2 55 電話 6797 6931 E-mail : hattatsu-shien@feel.ocn.ne.jp
------------------------------	--

大阪市障がい者就業・生活支援センター	天王寺区東上町 4-17 電話 6776 7336 E-mail : ...@... .jp
--------------------	---

差し替え

〔区保健福祉センター電話番号〕 障がい福祉)の場合 6313-9857

区名	市内局番 (各区共通)	福祉業務担当 (障がい福祉)	子育て支援室	保健業務担当 (地域保健活動担当)
北区	6313-	9857	9939	9968
都島区	6882-		9857	
福島区	6464-		9857	
此花区	6466-		9958	
中央区	6267-		9868	
西区	6532-		9936	
港区	6576-		9844	
大正区	4394-		9110	
天王寺区	6774-		9894	
浪速区	6647-		9897	
西淀川区	6478-	9954	9950	
淀川区	6308-	9857	9939	
東淀川区	4809-	9845	9854	
東成区	6977-	9857	9157	9968
生野区	6715-		9024	
旭区	6957-		9939	
城東区	6930-		9068	
鶴見区	6915-		9933	
阿倍野区	6622-		9865	
住之江区	6682-		9878	
住吉区	6694-		6162	
東住吉区	4399-		9733	
平野区	4302-		9936	
西成区	6659-	9857		

